

令和3年山形村議会第4回定例会

議事日程（第4号）

令和3年12月14日（火曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 2 3請願第 4号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 3 議案第41号

日程第 4 議案第42号

日程第 5 議案第43号

日程第 6 議案第44号

日程第 7 議案第45号

日程第 8 議案第46号

日程第 9 議案第47号
《追加議案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第10 発委第 1号

日程第11 議案第48号

日程第12 閉会中の所管の事務調査の申出について

日程第13 議員派遣の件について

閉会宣告

出席議員（12名）

1番 春日 仁 君

2番 大池 俊子 君

3番 上條 倫司 君

5番 百瀬 昇一 君

6番 新居 禎三 君

7番 大月 民夫 君

8 番 百 瀬 章 君
10 番 小 林 幸 司 君
12 番 福 澤 倫 治 君

9 番 竹 野 入 恒 夫 君
11 番 小 出 敏 裕 君
13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君

副 村 長 赤羽孝之 君

教 育 長 根橋範男 君

総務課長兼
会計管理者 上條憲治 君

企 画 振 興
課 長 藤沢洋史 君

税 務 課 長 篠町通憲 君

住 民 課 長 中川俊彦 君

保 健 福 祉
課 長 篠原雅彦 君

子 育 て
支 援 課 長 堤 岳志 君

産 業 振 興
課 長 村田鋭太 君

建 設 水 道
課 長 古畑佐登志 君

教 育 次 長 小林好子 君

総 務 課
財 政 係 長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書 記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回山形村議会定例会を再開します。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、竹野入恒夫議員、10番、小林幸司議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に特別委員会に付託して審査いただいております請願で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

特別委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告書のとおりですが、ここで当該委員長の審査結果の報告を求めます。

3請願第4号「山形村に対して『気候非常事態宣言』を要請する決議を求める請願書」審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。

新居禎三委員長。

（「山形村に対して『気候非常事態宣言』を要請する決議を求める請願

書」審査特別委員会委員長 新居禎三君 登壇)

- 審査特別委員会委員長（新居禎三君） 3 請願第 4 号「山形村に対して『気候非常事態宣言』を要請する決議を求める請願書」審査特別委員会に付託されました請願の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました請願につきましては、去る 1 2 月 9 日に委員会審査を行い、本請願書については採択とし、措置として、山形村が本議会と連名で気候非常事態宣言をすることを求める決議を今会期中に提出していくことと決定いたしました。

審査の中では、宣言について進めるには、行動指針など具体性のあるものが必要である。もう少し時間を取り、住民の意見を聞く機会、内容についても認識を深めることが必要だという意見。また、気候変動への危機感を村民にもっと知らせることが必要で、宣言が 1 つのはずみになる。まず、宣言することが必要である等の意見がありました。

以上、会議規則第 9 4 条第 1 項の規定により、3 請願第 4 号の審査特別委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いいたします。

- 議長（三澤一男君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について、討論、採決を行います。

日程第 2、3 請願第 4 号「山形村に対して『気候非常事態宣言』を要請する決議を求める請願書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

春日仁議員。

- 1 番（春日 仁君） 議席番号、1 番 春日仁です。

1 2 月 9 日の特別委員会において継続審査が望ましいという立場を取りましたので、討論をさせていただきます。

この気候非常事態宣言を要請する決議を求める請願書の内容については、子どもた

ちの未来、また、山形村の未来にとっても重要なテーマであり、賛成すべき内容だということも認識をしております。

しかし、住民の皆様への十分な説明、意見交換をせずに住民の代表である議会が議決をしてよいものかといった疑問があります。

実際、住民の方からは、気候非常事態宣言については大変よいことだと思うが、なぜ今なのか、宣言の目的は何なのか、具体的なものが見えないという意見が寄せられております。

また、この請願書のエコライフを考える会には、私を含め5名の議員が所属しているため、より慎重な審査が必要であると思います。

以上の理由から継続審査が妥当であり、今定例会最終日の議決については反対の立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に本案に賛成の議員の討論を許します。

大月民夫委員。

○7番（大月民夫君） 議席7番、大月民夫です。賛成の立場で一言述べさせていただきます。

科学の進歩に伴い、地球の大気の仕組みについて理解が進み、地球温暖化が深刻な問題として注目され始めたのは、地球温暖化世界会議が初めてオーストラリアで開催された1985年からのようであり、いつしか36年の歳月が経過しております。

気候変動に起因すると思われ、各種自然災害が年々甚大化する中で、将来への不安感が人々の心の中で、ますます色濃くなってきております。

しかしながら、この問題の対応につきましては、国連を中心とした世界規模での取組だったり、国や県レベルでの行政手腕、また産業界における技術革新などのイニシアチブに期待を寄せ、依存することしかできないのが現実です。

現状、目に見える改善の兆候が実感できない中、県や市町村単位で緊急事態であることの宣言をし、危機感を共有し、行動を起こす呼びかけの動きが活発になってまいりました。

長野県も本年6月にゼロカーボン戦略を発令し、しかりであります。しかしながら、宣言に基づき何をすべきかが響かず、機運が高まらない実態も否めません。

今回、村民のボランティア団体の皆様から提出いただきました請願をきっかけにし、村民にとって最も身近な自治組織、山形村と議会が緊急事態であることを宣言し、同

時に村民自らが取り組むことができる、例えば、各ご家庭での消費電力削減作戦など、チャレンジできそうな取組指針を何点か併記し、すべての村民に周知する機会にすることは大いに意義深いと思われま。

議会も村民ニーズの把握に努力し、取組戦略の策定には全力を尽くすべきと提起申し上げさせていただき、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結して直ちに採決したいと思います、ご異議ございますか。

異議がありますので討論を行います。

本案に反対の議員の討論を許します。

百瀬昇一議員。

○5番（百瀬昇一君） 議席番号5番 百瀬昇一です。反対討論を行います。

今、地球温暖化が影響とされる異常気象での災害は、地球規模のものになっています。また、話題はノーベル賞、温暖化研究パイオニア物理学賞を受賞された真鍋淑郎氏。

さて、山形村においては近年の雨氷、豪雨、長雨、高温多湿など季節を問わず以前にない災害音を伴う気候に見舞われています。そこで私は体験、体感、体験を通じて、山形村の自然、緑豊かな環境を大事に思っています。

本年度に策定の、「ずく出して守る環境おらが村」で始まる第4次山形村環境基本計画を具体的に進めることが山形村にとって環境対策です。

これからは便利に頼るばかりでなく、ずく出しての行動を進めることが必要です。この環境基本計画が山形村村民に浸透し、もう一歩進んだ行動、実践ができることを強く願っています。

私は十数年前に勤めを退職し、わずかな田んぼ、畑を管理し、排出ごみでは、生活ごみの正しい分別に心がけています。農業においては、草退治、手作業による草取り、草かきを基本に、農薬、除草剤になるべく頼らずを基本にやっています。また、生活ごみの正しい分別は、村の発行する生活ガイドブック、生活カレンダー、ごみの分別辞典により勉強させていただいております。大分上手になりました。

私の体感は、退職後は山形村の自然、緑豊かな環境を感じ、ストレスの激減、目の視力も回復がありました。

今年的一般質問においては9月、今回とふるさとづくり農業、農村によるいろいろ

な機能による村づくり。コミュニティづくり、後継者づくり、環境づくりの方策を提言、提案してまいりましたが、よりよい提言、提案ができませんでした。

今回の気候非常事態宣言は大変重みのあるものであります。拙速に行うのではなく、実行性と効果が最大限に発揮されるよう、大きな組織的な広がり、意思、意見、方策を村民に分かるように責任を持って丁寧に説明、表明できるものでないといけないと思います。

私は今の段階では、意思、意見、方策を村民に分かるように責任をもって表明、説明できるものではないと考え、同意できません。

以上、反対討論といたします。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に本案に賛成の議員の討論を許します。

討論はありませんか。

討論がありますので討論を行います。

最初に本案に反対の議員の討論を許します。

小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 11番小出敏裕でございます。気候非常事態宣言の採択について、継続審議の相当の立場から反対討論をします。

現在、80を上回る自治体が、単独あるいは共同で気候非常事態宣言を発していることは事実であり、昨今増加しております異常な気象現象、豊富な科学的知見などを勘案し、気候非常事態宣言を発することに異論はありません。

しかし宣言はゴールではなく出発点であり、宣言はしたけれどにならないよう、宣言が持つ意義というか、重みを住民が自分のこととして捉える、言い方を変えますと、新生活様式が叫ばれている現在において、便利な生活から我慢や不便を強いることなく生活の質を担保する、あるいは宣言の先にある社会的、経済的な諸問題を考え、住民と行政が目標に向かい、共に学び、共に前に進むことが重要であると思います。

先に述べましたが、気候非常事態宣言を行い、住民に周知させる以前に、住民と行政、議会が宣言の内容がどうなのか。それが実現に向かえるものなのか。それ等を充分に吟味し、しっかりと見据える必要があると思います。

その観点から本請願は継続とし、時間をもって審議すべきものと考え、反対討論とします。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に本案に賛成の議員の討論を許します。

以上で、討論を集結して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

異議がありますので討論を行います。

本案に反対の議員の討論を許します。

福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 私もこの気候非常事態宣言を要請する決議を求める請願の採択に反対する討論に参加したいと思います。

この請願は我々議会に提出されたのが12月6日であります。その後、6日に、その日ですけれども、議会に特別委員会が設置されました。そして請願者より細かな説明があったのは、12月9日の午後の特別委員会であります。

ほんの3日延べにしてになりますけれども、時間的には3日くらいの量しかございませんでした。

ただ私は、この請願の趣旨には反対はいたしません。しかし、あまりにも突然の請願であり、住民の皆さんとの意見交換ができる時間的な余裕がないので、継続審査として次回の議会で慎重に審議した方がよいと思いますので、今回の採択には反対いたします。

なお、私の考えですが、聞いた考え方だけだと思うのですが、請願者の説明の中で一言気になる言葉がありました。

議員の多くの方がエコライフの会に入っていること。また首長が会員であるという発言がありましたので、この辺がちょっと疑問に感じたところです。

ですから、今回のこの採択は、継続審査をしながら慎重に審議したほうが良いという形で、今回の採択には反対いたします。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 賛成の立場で討論します。2番 大池です。

私も、この環境問題を学習してきたエコロジー教室、もう20年近くになると思うのですが、それからずっといろいろ勉強しながら環境問題をやってきました。ここ数年、本当に環境に対する、急激な災害というのは見るに見かねるものがたくさん出てきています。

確かに出されたのは急だったのですが、でも、以前から議員の何人かはその非常事

態宣言をやったらどうかという質問が出ていました。

私、今この温暖化のこの間のアメリカのハリケーンではないけれども、あの風と同じ状態が日本でいつ起こっても不思議ではないという状態があると思います。

そういう意味で、確かにこの請願が特別委員会に出されたのは急でありますけれども、私は宣言をしてから、みんなでどういう行動をするか、住民の中に浸透させていく、どっちが早いとか遅いというのではなくても、エコライフとか水仙の会など、いろいろな団体の中で、働きかける中でできると思いますので、この請願については賛成であります。

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結して、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての委員長の報告は採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立多数であります。よって、3請願第4号「山形村に対して『気候非常事態宣言』を要請する決議を求める請願書」については採択と決定しました。

◎議案第41号～議案第47号

○議長（三澤一男君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第3、議案第41号から、日程第9、議案第47号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります、ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月9日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第41号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第44号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第5号）」の所管の款・項について、議案第46号「令和3年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第47号「令和3年度山形村下水道事業会計補正予算（第2号）」の4案件につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る12月10日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第42号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第43号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」、議案第44号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第5号）」の所管の款・項、議案第45号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第3、議案第41号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第42号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第43号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第44号「令和3年度山形村一般会計補正予算(第5号)」について

討論、採決を行います。

討論はありませんか。

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第45号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第46号「令和3年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第47号「令和3年度山形村下水道事業会計補正予算（第2

号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願に関する決議案、追加議案等の整理のため、暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時 2分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時 4分)

◎発委第1号

○議長(三澤一男君) 日程第10、発委第1号「気候非常事態に関する決議」を議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

新居禎三議員。

(6番 新居禎三君 登壇)

○6番(新居禎三君) 発委第1号「気候非常事態に関する決議」について、決議文の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

気候非常事態に関する決議。

近年地球温暖化の進行に伴い、世界各地で記録的な高温や干ばつ、大雨等の異常気象が頻発し、また海面水位の上昇により都市の水没が懸念されるなど、気候変動は今後の人類の生存基盤存続に関わる最重要問題の1つとなっている。

長野県においても令和元年10月、台風19号による。100年に一度といわれる豪雨に見舞われ、その甚大な被害により、かけがえのない生命と貴重な財産、人々の平穏な暮らしが奪い去られた。

本村においても、本年8月に3日間で262ミリメートルという類例を見ない降水量を記録し、人的被害はなかったが、土砂災害警戒区域における地すべりが発生した。さらに春先の砂嵐が年々大型化し、遅霜や降雹による被害が顕在化している。

気候変動問題に対する危機感が世界中で高まる中、新たな国際的な枠組みであるパリ協定が2015年に採択されるとともに、国内外の自治体等で気候非常事態を宣言し、脱炭素化を目指す取り組みが広がっている。

本村もこうした国内外の自治体等の動きと強調し、気候変動への対策等について転換を目指し、行動していく必要があると考える。

よって、本村議会は2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す運動を村民一丸となり推進していくため、山形村が本村議会と連名で以下の内容を含む気候非常事態を宣言することを強く求める。

- 1、気候危機の実態を住民へ広く知らせ、対策等の具体的な行動を促す。
- 2、温室効果ガスの排出実質ゼロの達成を目標とし、目標達成に必要な施策を立案し実行する。
- 3、各行政機関、関係諸団体、住民等と連携した取り組みを推進する。

以上を決議する。

令和3年12月14日。山形村議会。

以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長(三澤一男君) 日程第11、議案第48号「令和3年度山形村一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第48号「令和3年度山形村一般会計補正予算(第6号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算(第6号)は、子育て世帯への臨時特別給付金事業についての補正を行うものであります。

歳入歳出の総額にそれぞれ7,880万円を追加し、補正後の予算規模を39億8,669万2,000円とするものであります。

歳入予算では、財政調整基金からの繰入金7,880万円を計上し、歳出予算では18歳以下の子どもに対して5万円を給付するための所要額を計上いたしました。

ご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。

ただいま議題としました議案第48号の議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第48号につきましては委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題といたしました議案第48号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

(午後 2時12分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 2時34分)

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題としました議案第48号について、これより質疑を行います。本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

ないので、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第48号「令和3年度山形村一般会計補正予算(第6号)」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第12「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書が、

お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（三澤一男君） 日程第13「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思います。が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

(本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 第4回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は12月9日の開催以来、本日に至るまで9日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会には開催初日に9件の議案を上程し、また本日「令和3年度一般会計補正予算（第6号）」を追加提案させていただきました。

本定例会に上程いたしました10件の議案につきましては、それぞれ慎重にご審議を頂き、すべての議案を原案のとおりお認めいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に議員の皆様からいただきました、それぞれのご意見、提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

令和3年もコロナに翻弄された1年であり、余すところ17日となりました。

迎える令和4年は新型コロナウイルス感染症が終息し、村民の皆様にとってご健勝でご多幸な年となりますよう、村政の運営に努めてまいります。

議員各位には寒さも増してまいりますので、健康には充分ご留意の上、ますますのご活躍をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、令和3年第4回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時39分）
